



除去土壌の保管状況等について

2024年 9月17日

環境省環境再生・資源循環局

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討WG(第7回)

中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討WG(第7回)

除去土壌の処分に関する検討チーム会合(第10回)

合同会議

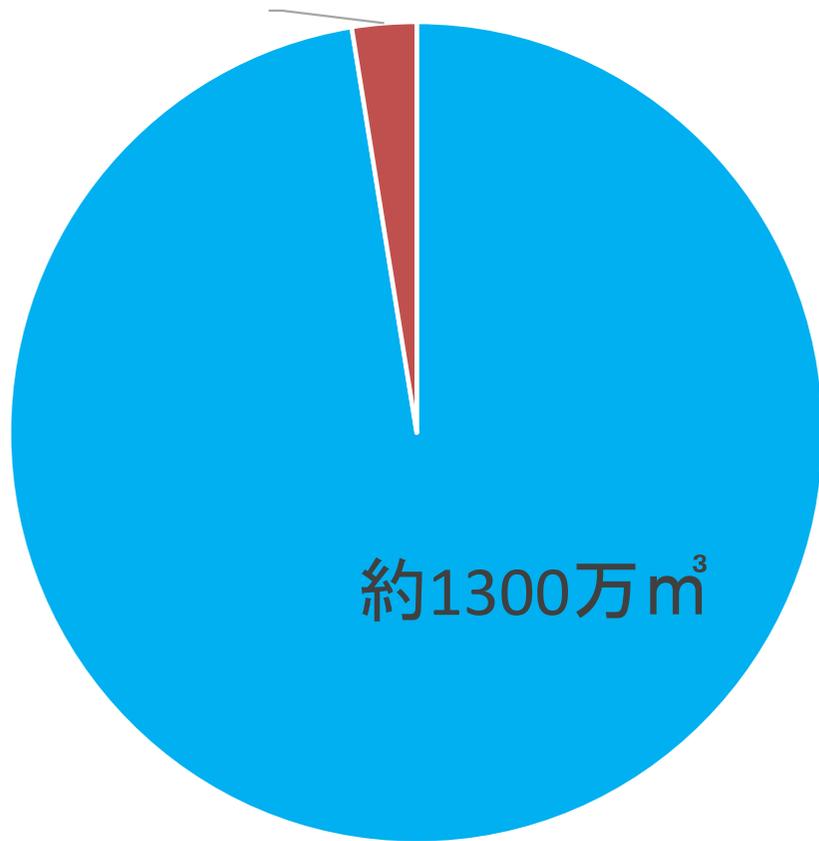
東京電力福島第一原子力発電所事故からの環境再生の取組

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染等の環境再生の取組を実施、除去土壌等が発生。
- 福島県内で発生した除去土壌等については、大熊町・双葉町に設置させていただいた中間貯蔵施設に保管中。中間貯蔵後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。県外最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用が重要。
- 福島県外の除去土壌については、現在仮置場等に保管されており、今後の最終処分に向けた検討を行っているところ。
- 中間貯蔵施設や仮置場等に保管されている除去土壌の処理を進めるため、再生利用・最終処分の基準(放射性物質汚染対処特措法の省令)の策定が必要。



除去土壌の保管量

約33万 m^3 (約29,000箇所)で保管中)



■ 福島県内 ■ 福島県外

除去土壌の放射能濃度

